

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第71号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年6月29日 19時00分ごろ	
発生場所	塩屋埼灯台から真方位113° 8.5km付近 (概位 北緯36° 57.9′ 東経141° 04.2′)	
事故等調査の経過	平成21年7月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第十二^{しょうえい}正永丸、19.60トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 FS2-2361（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	漁網破損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、福島県いわき市沖において、機関を適宜使用しながら底引き網の揚収作業を行っていたところ、平成21年6月29日19時00分ごろ、漁網がプロペラに巻き付き、航行不能となった。</p> <p>本船は、その後、僚船から潜水用具を借りて絡んだ漁網を除去し、自力航行して帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：うねり 約1m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、いわき市沖において、漁網の揚収作業を行う際、漁網がプロペラに絡まって航行不能に陥ったものと考えられる。</p> <p>船長は、プロペラ付近の漁網の状況を確認せずに機関を使用した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、いわき市沖において、切断した漁網の揚収作業中、プロペラ付近の漁網の状態を十分に確認せずに機関を使用したため、漁網がプロペラに巻き付いて推進器を使用することができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	